科研費の執行に関する「研究機関における現状」の調査 (調査結果のまとめ)

【調査目的】

本調査は、年度当初や年度末等における科研費の執行に関する研究機関における現状を把握するために、 平成 22 年度科研費の採択件数上位 50 機関(東北大学を除く)を対象として、3月下旬から4月中旬にかけて行ったものである。

【調査対象機関】

区分	国立大学	公立大学	私立大学	その他	計
機関数	33	5	7	4	49

【調査結果の概要等】

調査事項は、次のとおりである。

- 1. 年度開始時期の研究費使用について
 - (1)立て替え払いへの対応状況
 - (2)立て替え払いを行う際の財源や上限額
- 2. 年度末時期における研究費使用に係る発注等の期限について
 - (1)研究者から請求を受け付ける期限の状況(具体的な期限日を含む)
 - (2)2月末日以前に期限を設定している事情・背景
 - (3) 2月末日以前の期限を3月まで延伸させる場合の課題
- 3. その他の事項について
 - (1)出張先で物品購入等の代金を研究者が立て替えた場合の取扱い
 - (2) クレジットカードを使用する場合の取扱い
 - (3) 科研費に他の経費を加え合算使用する場合の取扱い
 - (4)研究機関において科研費使用の弾力化、柔軟化のために取り入れている工夫など
 - (5) 科研費制度として科研費使用の弾力化、柔軟化のために対応が必要と考えられること

調査票を送付した全ての機関(49 機関)から回答があった。以下に、調査事項ごとの結果等をまとめる。

1. 年度開始時期の研究費使用について

(1)立て替え払いへの対応状況

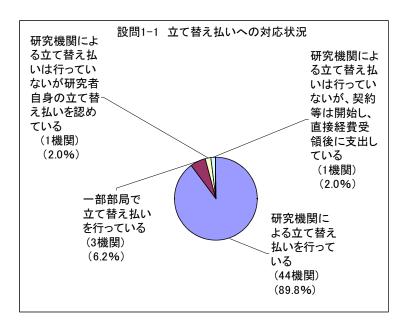
(回答のまとめ)

回答のあった 49 機関のうち、研究機関(一部部局で行っている場合を含む)による立て替え払いを行っている機関が 47 機関、研究機関による立て替え払いは行っていないが、研究者自身による立て替え払いを認めている機関が 1 機関あった。なお、財源措置が困難であることを理由として立て替え払いを行っていない機関が 1 機関あった。

(解説)

科研費は交付内定日以降使用することができるが、研究費の送金までには2~3ヶ月を要することから、年度当初から研究を計画的に進めていくためには、研究機関等による立て替え払いが不可欠である。

ほとんどの調査対象機関において立て替え払いが行われている状況が明らかになった。

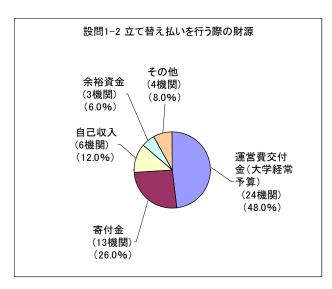


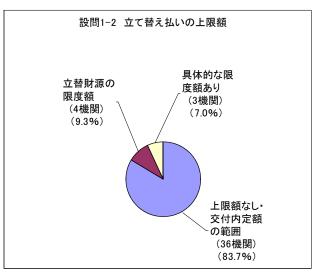
(2) 立て替え払いを行う際の財源や上限額

(回答のまとめ)

立て替え払いを行う際の財源については、運営費交付金(大学経常予算)(24機関)、寄付金(13機関)、自己収入(6機関)の順となっている。(複数回答有)

また、その上限額については、36機関が設けていないと回答している。



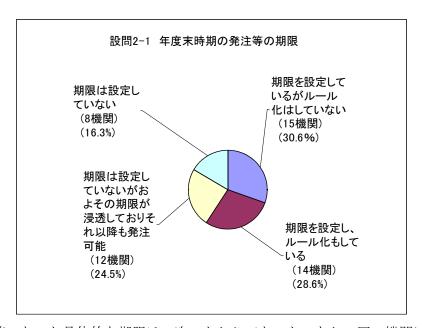


2. 年度末時期における研究費使用の係る発注等の期限について

(1) 研究者から請求を受け付ける期限の状況(具体的な期限日を含む)

(回答のまとめ)

回答のあった 49 機関のうち、年度末時期に研究者からの物品購入等の請求期限を設定している機関が 29 機関、設定していない機関が 20 機関あった。なお、期限を設定していても、全ての機関において、その後研究者の要請内容によっては発注等を受け付けることとしていた。



また、回答のあった具体的な期限は、次のとおりであった。なお、同一機関において、物品によって期限日が異なる場合には最も早い期限日で整理している。

【本部事務局の期限】

○ 12 月末まで・・・・・ 3 機関

○1月1日~31日····2機関

○2月1日~28日・・・・8機関

○3月1日~20日・・・・5機関

【学部、研究科等部局の期限】

○11月末まで・・・・・1機関

○1月1日~31日・・・・5機関

○2月1日~28日····7機関

○3月1日~20日・・・・4機関

(解説)

現在、実績報告書の提出期限は、補助事業実施年度の翌年度の5月31日までとしている。これは、補助事業終了から実績報告までの期間を2ヶ月間確保することにより、実質的に3月末までの物品の納品、役務の提供等が可能となるようにし、年度末時期においても適切に研究を進めることができるよう定めているものである。

ほとんどの機関において、3月以降も研究者の要請内容によっては発注等を受け付けているが、それ以前に発注等の期限を設けているところが多く、研究者からの意見等を踏まえると、現実的には、3月末まで科研費を使用することができない状況にあると考えられる。

このような期限を設けることの事情・背景については、主な回答を以下に掲載するが、年度 単位で使用しなければならない研究費である以上、年度内の計画的な執行、購入物品による研 究の実施等の適切な管理が求められることからある程度やむを得ないと判断される。

この問題は、研究費を単年度で使用しなければならないことに起因していることから、実績報告書の提出期限をこれ以上延伸したとしても解決できないが、年度の垣根を取り払い研究期間内であれば自由に使用することができる基金にすることによって解決できると考えられる。

(2) 2月末日以前に期限を設定している事情・背景 (回答のまとめ)

- ○入札等の手続き、納品までの時間及び検収に要する期間を考慮する必要がある。
- ○年度末に執行が集中すると事業の円滑な運営に支障を生じるとともに、事務処理の増大で時間外勤務の増加や決算業務に支障が生じるおそれがある。
- ○年度末に納品されたとしても、当該研究年度において、その物品の使用実績が 確保出来なくなる恐れがある。(会計検査院からの指導)
- ○科研費に限らず、全ての研究費を1つのルールで運用しているため、原則として、3月末日までに支払いを完了することになっており、各学部はそこから逆算して期限を設けている。
- ○分担金については、代表機関への証拠書類提出期限が3月中であることが多く、 3月中に支払を終えるためには遅くとも2月下旬には請求書等の書類がそろっ ている必要がある。

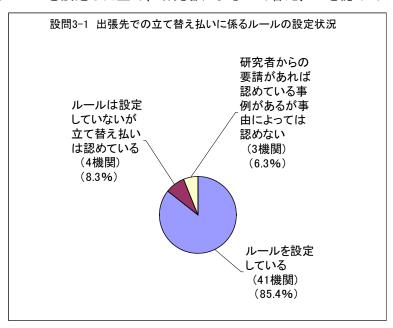
(3) 2月末日以前の期限を3月まで延伸させる場合の課題 (回答のまとめ)

- ○年度末に物品請求が集中することにより、短期間に契約をこなさなければならないことと当該物品を年度内に納入できるかどうかの契約上の問題。
- ○3月下旬に物品を購入して、計画的に研究を遂行していると言えるのか。また、年度末の物品大量購入の可能性が増加。
- ○請求書や領収書等の財務証憑等含め、支出可否の確認が遅れる、または、場合によっては、その支払処理が遅延、あるいはできない(処理漏れ)等の支障をきたすことが考えられる。
- ○決算日から逆算して、対応可能な日数を勘案して締切日を設定している。 これを遅らせるためには相応の人員増強が必要であるが、資金面等の要因に より極めて困難である。
- ○機関における課題と言うよりは、科研費制度を、単年度会計ではなく、複数年度の執行が可能となるような制度とする必要がある。

3. その他の事項について

(1) 出張先で物品購入等の代金を研究者が立て替えた場合の取扱い (回答のまとめ)

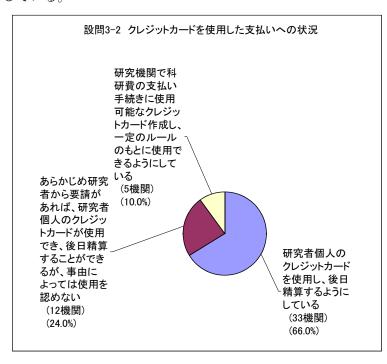
回答のあった 48 機関の中に、研究者による立て替え払いを一切認めていない機関はなかったが、 事由によっては立て替え払いを認めない機関が 3 機関あった。また、それ以外の 45 機関のうち、41 機関においてルールを設定した上で、研究者による立て替え払いを認めていた。



(2) クレジットカードを使用する場合の取扱い

(回答のまとめ)

回答のあった 49 機関の中に、<u>クレジットカードを使用した支払いを一切認めていない機関はなかった</u>が、事由によっては使用を認めない機関が 12 機関あった。また、5 機関では研究機関が科研費の支払い手続きに使用可能なクレジットカードを作成し、一定のルールのもとに研究者が使用できるようにしている。

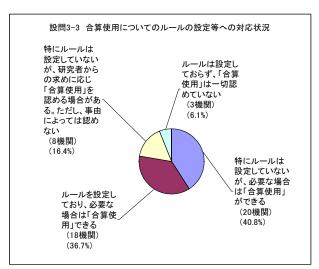


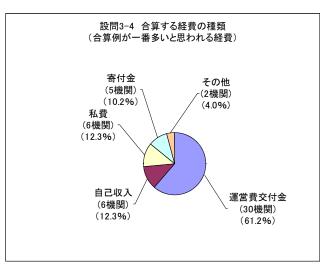
(3) 科研費に他の経費を加え合算使用する場合の取扱い

(回答のまとめ)

回答のあった 49 機関のうち、合算使用を一切認めていない機関が 3 機関あった。また、事由によっては合算使用を認めない機関が 8 機関あったが、それ以外の 38 機関は、必要な場合は合算使用ができることとなっている。

また、合算する経費の種類は、運営費交付金(30機関)が最も多くなっている。





(4)研究機関において科研費使用の弾力化、柔軟化のために取り入れている工夫など (回答のまとめ)

- ○平成 21 年度まで科研費入金前の立替えは、研究者に所要額を申請させ許可後 立替えを行うこととしていたが、平成 22 年度からは申請制を廃し、交付内定 額(又は内約額)を上限とし立替え払いを行うこととした。
- ○「次年度」に開催される学会の参加費を「今年度中」に支払う必要がある場合には立替払いにより支払っている。通常、立替払いを行った場合は、支払い後 20 日以内に手続きを行うことになっているが、このようなケースに限り、次年度 速やかに立替払いの手続きを行うことにより、支払い後 20 日を過ぎても対応 できるようにしている。
- ○本学の教員が他機関の科研の分担者であった場合、通常であれば 6 ~ 7 月頃に 代表機関から届く予算配分通知書と交付申請書の写しをもって執行可能となる よう手続きを行うが、早期執行を希望する教員に対しては、交付申請書の写し のみをもって執行可能となるよう手続きを行っている。
- ○科研費に限らないが、50万円未満を限度として、教員に発注権限を認めている。教員や学部事務職が、具体的な「法人による立替」の手続を要することなく、実質的に立替制度を利用し、交付金受領前の支出を行うことができるようにしている。
- ○研究者の要望等を受け、現行の支出ルールを見直す検討を随時行っている。また、複数あった提出書類を一体化する等、研究者の事務負担も減らす工夫をしている。

- ○従来、一律に発注不可としていた物品でも、現在は当該研究遂行上の必要性 を研究者から個別にヒアリングし許可している。
- ○特殊な事情により、基準外の対応が必要となった場合は、理由を明記した文書 による事前申請に基づき、事務長が個別に判断して執行し、研究者の研究活動 を影響が及ばないよう努めている。

(5) 科研費制度として科研費使用の弾力化、柔軟化のために対応が必要と考えられること (回答のまとめ)

- ○一補助金だけでの視点で考えず、他の競争的資金や公的研究費との使用ルールの統一化を図るべきと考える。
- ○一部種目が<u>基金化されたが、全種目に広げていただきたい</u>。(同様の回答多数有)
- ○年度繰越にかかる手続きの更なる簡便化。
- ○科研費の使用において、実際の処理を行う会計担当者は、会計検査等での指摘や事後に誤った処理と判断されることを危惧するあまり、安全策や過去の例に倣う傾向にあるので、各研究機関からの問い合わせ内容と回答(FAQ)を、できるだけ詳細にホームページに掲載していただき、会計担当者が文部科学省や日本学術振興会の見解を直接確認することができるようにして欲しい。
- ○説明会や文科省ホームページ等で公開される FAQ は、業務上大変有用なものであり大いに役立っているので、今後もさらなる充実を期待しているが、過去に公開され、現在は公開されていない FAQ について、公開はされていないが、その内容は現在も有効なのか、もしくは取扱が変更されたのか等の補足をいただきたい。科研費は年々弾力化、柔軟化が進んでおり、過去においては使用不可と明記されていたものが、現在では可能となっている事例も多くあると思われるので、既に存在しない過去のルールに縛られないようにするためにも、是非お願いしたい。
- ○繰越の申請期限が、3月1日となっているが、3月中に生じた繰越事由に該 当する場合も申請可能とする制度にして欲しい。
- ○平成23年度より新規の研究課題については、交付内定通知文書の通知日付から研究開始可能となっているが、その通知日に電子申請システム等で研究者及び機関が確認できるようにして欲しい。
- ○科研費専用の銀行口座を設けず、大学の他の経費の銀行口座において管理することが可能になれば支払手続処理の省略化を図ることができる。(専用の銀行口座を設けずに管理している競争的資金もあり)
- ○電子申請システムによる交付申請の拡充。電子申請システムによる「実績報告書」、「自己評価報告書」及び「研究成果報告書」の提出

- ○他の公的研究費の複数事業との合算使用。このためには、各研究機関においても資産管理の面で大きなハードルがあり、また、制度的な隘路の解消、これに付随する新たなルール等の整備は不可避だが、より効率的に、大きな成果を得る、という観点からは、是非実現していただきたい。 (例:自然科学系の実験系の研究者は、装置の性能により得られるデータに差がつくことが多い。つまり、得られる成果が全く変わってくる。各事業で区分し、予算使用した場合、購入できない、高い性能を持つ装置を合算使用し、購入できれば、各事業で予想を超える大きな成果を生む可能性が高まる。本学で近年支援いただいている科研費課題で、1,000万円の装置を、科研費予算のみで、購入できるものは毎年度多くとも2,3課題程度しかない。このため、科研費と他の公的研究費の合算使用が可能となることを多くの研究者から切望されている。)
- ○会計検査院の対応を考えると、どこまで機関の判断でルールを弾力化・柔軟化してよいのかわからないため、調整が難しい。また、大学の会計制度、会計システムに合わせる必要があるため、科研費制度自体が柔軟化されたとしても、機関管理に限界があると考える。
- ○現在、アクション・プランに掲げられている使用ルールの統一化を早急に進 めて欲しい。
- ○研究が完了し、かつ、研究費が余った場合の対応について、ハンドブック等 に記載が必要。(研究費の使いきりを目的とした不正使用を誘発する危険が ある)

科研費の執行に関する「研究機関における実態」調査票

研究機関名 (機関番号)		
「調査票」作成担当部署	部	課
作成担当者氏名		
連絡先	TEL e—n	nail

1. 年度開始時期の研究費使用について

科研費は、使用ルールにより、

【研究・契約等の開始】

- ①新たに採択された研究課題については内定通知受領後直ちに、
- ②前年度から継続する研究課題については4月1日から、

それぞれ研究を開始し、必要な契約等を行うことができるが、必要な経費は、直接経費受 領後に支出し、又は研究機関等が立て替えて直接経費受領後に精算しなければならない

こととしています。(交付決定及び大学等への補助金の送金については、例年6月中 下旬になっています。)

この取扱いは、採択された研究者にできるだけ早期に研究を開始してもらうとともに、補助金の交付決定、送金までの間も適切に研究を進めることができるよう定めているものです。

【設問1-1】

貴研究機関では、必要な経費を「研究機関等が立て替えて直接経費受領後に精算」 する流れ(補助金以外の資金で一時的に立て替え支払いを行うこと)について、対応 はどのようになっていますか。

- ①研究機関による立て替え支払いを行っている。
- ②一部部局では、研究機関による立て替え支払いを行っている。
- ③研究機関による立て替え支払いは行っていないが、契約等は開始し、研究者自身 による立て替え支払いを認めている。
- ④研究機関による立て替え支払いは行っていないが、契約等は開始し、直接経費受 領後に支出している。
- ⑤補助金が送金されるまで、契約等は行わない(経費の使用はさせない)。

※①又は②を選択された場合は【設問1-2】に、③~⑤を選択された場合は【設問1-3】にそれぞれ進んでください。

【設問1−2】(【設問1−1】で①又は②を選択した場合)

研究機関による立て替え払いを行う際の言	Eな財源や上限額の設定などについて具体
的にわかりやすく記述してください。	

【**設問1-3**】(【設問1-1】で③~⑤を選択した場合)

研究機関による立て替え払いを行わない(又は行えない)事情・背景をわかりやすく記述してください。

2. 年度末時期における研究費使用に係る発注等期限について

科研費は、使用ルールにより、

【納品等及び支出の期限】

補助事業に係る物品の納品、役務の提供等は、補助事業を行う年度の3月31日までに終了しなければならず、これに係る支出は、実績報告書の提出期限までに行わなければならない

【実績報告書の提出期限】

研究代表者は、事業実施年度の翌年度の5月31日までに実績報告を行わなければならない

こととしています。

この取扱いは、前年度の実績報告までの期間として2ヶ月間を確保することにより、 実質的に3月末まで物品の納品、役務の提供等が可能となるようにし、年度末時期に おいても適切に研究を進めることができるよう定めているものです。

【設問2-1】

貴研究機関では、年度末時期における研究者からの「物品購入等請求手続き (発注等)」について、受け付ける期限等はどのようになっていますか。

- ①期限を設定しており、それ以降の発注等は受け付けない。
- ②期限を設定しているが、研究者の要請内容によっては発注等を受け付ける場合があることをルール化しており、その旨周知している。(ルールが研究者にも浸透し

ている。)

- ③期限を設定しているが、研究者の要請内容によっては、発注等を受け付ける場合がある。ただし、ルール化はしていない。(この取扱いを研究者に対して積極的に周知していない。)
- ④期限設定はないが、およその期限(「概ね3月上旬まで」など)が浸透しており、 それ以降であっても、研究者の要請内容によっては発注等を受け付けている。
- ⑤期限設定はなく、3月末までに物品の納品、役務の提供等が可能な発注等については、受け付けている。

(1)~③を選択された場合は【設問2-2】に進んでください。

【設問2-2】(【設問2-1】で①~③を選択した場合)

年度末時期における研究者からの「物品購入等請求手続き(発注等)」を、受け付けている期限を記述してください。なお、期限が複数ある場合には、最も早い期限を記述してください。

本部事務局として	月	日まで
学部、研究科等部局として	月	日まで

【設問2-3】(【設問2-2】で2月末日以前の月日を記述した場合)

最も早い期限として2月末日以前に設定している事情・背景をわかりやすく記述してください。(例:■■を行うのに約□□日、▲▲を行うのに約△△が必要となるため 等)

【設問2-4】(【設問2-2】で2月末日以前の月日を記述した場合)

設問2-2で記述した期限を、例えば3月中~下旬まで延伸させようとすると、貴研究機関においてどのような課題を解決する必要があるのか、わかりやすく記述してください。

3. その他の事項について

科研費は、研究機関における運用により、

- 出張先において物品購入等の代金を研究者が立て替え、後日精算する取扱い、
- クレジットカードを使用した支払いに関し、後日精算する等の取扱い、
- 科研費に他の経費を加え、合算して科研費の事業に使用する取扱い、

なども実施されていると思われます。

【設問3-1】

貴研究機関では、「出張先において物品購入等の代金を研究者が立て替え、後日精算する取扱い」について、ルールの設定等どのように対応していますか。

- ①ルールを設定しており、研究者の判断による「研究者立て替え払い~後日精算」 ができる。
- ②ルールは設定していないが、研究者の判断による「研究者立て替え払い~後日精 算」を認めている。
- ③ルールは設定していないが、あらかじめ研究者から要請があれば、「研究者立て替え払い~後日精算」を認めている事例がある。ただし、事由によっては認めない。
- ④ルールは設定しておらず、「研究者立て替え払い~後日精算」は一切認めていない。

①~④のうち1つを選択

【設問3-2】

貴研究機関では、「クレジットカードを使用した支払いに関し、後日精算する等の取扱い」について、どのように対応していますか。

- ①研究機関で「科研費の支払い手続きに使用可能なクレジットカード」を作成し、 一定のルールのもとに研究者が使用できるようにしている。
- ②研究者個人のクレジットカードを使用し、後日精算するようにしている。
- ③あらかじめ研究者から要請があれば、研究者個人のクレジットカードを使用でき、 後日精算することができるが、事由によっては使用を認めていない。
- ④クレジットカードを使用した支払いは一切認めていない。

①~④のうち1つを選択

【設問3-3】

貴研究機関では、「科研費に他の経費を加え、合算して科研費の事業に使用する取扱い」について、ルールの設定等どのように対応していますか。

①ルールを設定しており、必要な場合は「合算使用」ができる。

- ②特にルールは設定していないが、必要な場合は「合算使用」ができる。
- ③特にルールは設定していないが、研究者からの求めに応じ「合算使用」を認める場合がある。ただし、事由によっては認めない。
- ④ルールは設定しておらず、「合算使用」は一切認めていない。

①~④のうち1つを選択	
-------------	--

【**設問3-4**】(【設問3-3】で①~③を選択した場合)

「合算使用」に当たり、科研費に合算する経費の種類について、具体的な経費の例 (例えば「運営費交付金」など)を記述してください。また、その中で最も合算例(回数)が多いと思われる経費(1種類)については、アンダーラインを引いて示してください。

【設問3ーその他①】

科研費の使用に関する弾力化、柔軟化のために、貴研究機関で取り入れている工夫などがありましたら、自由に記述してください。

【設問3-その他②】

科研費の使用に関する弾力化、柔軟化のために、(科研費制度として更に)対応が必要と考えられることがありましたら、自由に記述してください。

調査票を作成いただき、ありがとうございました。

〇調査対象機関

(金額単位:千円)

	機関名	採択件数	配分額	配分額
			(直接経費)	(間接経費)
	東京大学	3,168	17,775,793	4,928,638
	京都大学	2,508	10,657,235	2,833,939
	大阪大学	2,182	8,567,330	2,298,249
	九州大学	1,536	4,800,670	1,331,091
	北海道大学	1,466	4,672,278	1,258,884
	名古屋大学	1,397	4,934,170	1,286,901
	筑波大学	1,025	2,556,979	690,444
8	広島大学	928	1,900,100	538,530
	慶應義塾大学	872	2,371,560	675,948
10	神戸大学	814	1,967,050	553,845
11	東京工業大学	770	3,943,470	1,057,731
12	岡山大学	685	1,683,590	487,527
13	早稲田大学	684	1,742,555	489,767
14	独立行政法人理化学研究所	674	3,182,740	865,902
	千葉大学	672	1,468,863	402,769
16	金沢大学	605	1,178,460	329,508
17	新潟大学	536	926,543	268,483
18	熊本大学	518	1,244,120	352,476
19	東京医科歯科大学	471	1,543,010	414,903
20	長崎大学	470	920,810	260,313
21	徳島大学	442	934,960	238,098
22	日本大学	441	633,660	182,928
23	信州大学	391	705,407	200,372
24	山口大学	389	675,756	194,597
25	群馬大学	384	610,230	167,619
26	首都大学東京	381	875,047	233,114
27	愛媛大学	380	900,360	259,818
28	鹿児島大学	368	568,440	1 60,092
29	独立行政法人産業技術総合研究所	361	1,015,950	288,375
30	立命館大学	352	689,196	193,349
31	大阪市立大学	344	673,760	183,798
32	富山大学	335	595,880	1 66,584
33	大阪府立大学	316	689,056	180,317
	静岡大学	302	642,650	180,285
35	岐阜大学	301	484,903	139,171
36	三重大学	296	534,200	1 45,980
37		282	412,656	115,457
38	名古屋市立大学	262	481,820	140,016
	東海大学	260	455,750	1 29,075
40	弘前大学	254	409,570	115,041
41	独立行政法人物質・材料研究機構	253	734,280	205,104
	山梨大学	253	389,680	108,774
	横浜市立大学	252	600,630	173,949
	東京農工大学	245	816,400	228,630
	横浜国立大学	244	537,580	147,774
	独立行政法人日本原子力研究開発機構	239	473,860	121,998
_	近畿大学	239	351,840	102,222
	東京理科大学	235	519,520	1 40,856
	埼玉大学	234	390,352	1 09,755
	マーハー	20-7	000,002	100,700